

福祉生活病院常任委員会資料

(平成28年3月17日)

【 件 名 】

- 1 「鳥取県アルコール健康障害対策推進計画（案）」に係るパブリックコメントの実施結果について (障がい福祉課)・・・1
- 2 障害者差別解消法施行に向けた県の取組状況について (障がい福祉課)・・・2
- 3 平成28年度鳥取県地域医療介護総合確保基金（介護）について (長寿社会課)・・・16
- 4 平成27年度鳥取県内特別養護老人ホーム入所待機者状況等調査に係る補足説明について (長寿社会課)・・・18
- 5 「鳥取県配偶者等からの暴力防止及び被害者支援計画」の第三次改訂案に対するパブリックコメントの実施結果等について (青少年・家庭課)・・・22
- 6 平成28年度鳥取県地域医療介護総合確保基金（医療）について (医療政策課)・・・23

福祉保健部

「鳥取県アルコール健康障害対策推進計画（案）」に係るパブリックコメントの実施結果について

平成28年3月17日
障がい福祉課

1 実施結果

- (1) 意見募集期間 平成28年2月25日（木）から同年3月10日（木）まで
- (2) 周知方法等
- ・ホームページへの掲載
 - ・県庁県民課、各総合事務所地域振興局、日野振興局、東部・八頭庁舎及び県立図書館並びに市町村役場窓口等におけるチラシの配架
 - ・県医師会及び各地区医師会、県老人福祉施設協議会、県民生児童委員協議会、県断酒会、鳥取県酒造組合、鳥取県小売酒販組合連合会、鳥取県飲食生活衛生同業組合等への意見募集の通知
 - ・報道機関への資料提供
 - ・新聞広告の掲載
- (3) 受付意見数 2件（2個人）

<内訳>

アルコール健康障害対策の推進に関する意見	1件
アルコール健康障害の再発予防に関する意見	1件

2 主な意見及びその対応方針

意見	対応方針
不適切な飲酒を防止する教育や対策、健康診断における指導、飲酒運転の根絶、相談支援体制の充実、断酒会定例会の開催状況の情報提供等、アルコール健康障害対策を充実させていくべき。	ご意見の趣旨は既に計画案に盛り込まれています。計画案に沿って適切に施策を進めることでアルコール健康障害対策の充実を図ります。
アルコール依存症当事者にもしっかりと光を当てた対策が取れることが大切である。 ※計画（案）中、再発予防（3次予防）の項目について、具体的な文言修正の提案有	アルコール依存症を代表とするアルコール健康障害の再発防止や回復支援は最重要課題の一つと考えており、御意見に留意して丁寧に取り組を進めます。また、ご意見の趣旨は計画案に盛り込むこととします。

障害者差別解消法施行に向けた県の取組状況について

平成28年3月17日

障がい福祉課

平成28年4月1日の「障害者差別解消法」施行に向け、県においては、県内での障害者差別解消法の広報・研修等の普及啓発、県職員に対する行動規範の制定、「鳥取県障がい者差別解消支援地域連絡会」の設置準備など障がいを理由とする差別の解消に向けた取組を進めて来ました。

また、平成28年度においても引き続き、「障害者差別解消法」の普及等に努めていきます。

1 今年度の取組

(1) 普及啓発活動

- ・県内各地区での研修会（福祉大会、福祉関係会議、出前説明会、人権研修等）に当課の職員が出向いて障害者差別解消法を周知。（延べ20回）
- ・テレビCMと新聞広告、ラジオ番組を活用し、あいサポート運動のPRに合わせて広報。
- ・障がい者差別や合理的配慮に関する具体的な事例を紹介するDVD、リーフレットの作成・配布。

(2) 県職員行動規範の制定

- ・「鳥取県知事部局、議会事務局及び各種委員（会）事務局における障がいを理由とする差別の解消の推進に関する職員行動規範」を2月29日に制定。
（障がい者団体との意見交換会や訪問による意見聴取を述べ13回重ねて制定。）
- ・県内3地区で県職員を対象とした「職員行動規範研修」を開催。（3月）

(3) 障がい者差別解消支援地域連絡会の設置

障がいを理由とする差別に関する相談窓口の明確化や、差別解消のための情報共有を図るため、「鳥取県障がい者差別解消支援地域連絡会」を3月24日に開催します。国、県、市、関係団体が集まり、差別解消に向けた具体的な取組を協議します。

【連絡会出席機関】

鳥取地方法務局、鳥取労働局、鳥取県人権文化センター、鳥取県社会福祉協議会、障がい者団体、県（人権・同和対策課、教育委員会事務局、障がい福祉課、東部福祉保健事務所、中・西部総合事務所福祉保健局）

(4) プロジェクトチーム会議の開催

障がい者の暮らしやすい鳥取創造チーム会議においても障害者差別解消法に係る県の対応を検討しており、3月23日に今年度最後の会議を開催します。

2 平成28年度の取組

(1) 障害者差別解消法の普及啓発

民間事業者を対象とした研修会や広報媒体を活用した啓発活動を実施

(2) 県幹部職員、新採職員等への研修の実施

(3) 鳥取県障がい者差別解消支援地域連絡会の開催

(4) 業界団体の取組への支援

業界団体による合理的配慮の取組を支援する補助制度の創設

〈参考：「障害者差別解消法」の概要〉

(1) 公布・施行

平成25年6月公布、平成28年4月施行

(2) 内容

- ・不当な差別的取扱いを禁止（行政、民間共に法的義務）
- ・合理的配慮の不提供の禁止（行政は法的義務、民間は努力義務）
- ・行政職員向けの対応要領の策定（国の機関は法的義務、地方公共団体は努力義務）
- ・民間事業者向けガイドラインの制定（国の各省庁が策定し、都道府県、業界団体等に周知を依頼）
- ・差別解消支援地域協議会の設置（地域における関係機関による差別解消のためのネットワーク）

鳥取県知事部局、議会事務局及び各種委員（会）事務局における障がいを理由とする差別の解消の推進に関する職員行動規範

（目的）

第1条 この規範は、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（平成25年法律第65号。以下「法」という。）第10条第1項の規定に基づき、また、障害を理由とする差別の解消の推進に関する基本方針（平成27年2月24日閣議決定。以下「基本方針」という。）に即して、法第7条に規定する事項に関し、鳥取県職員知事部局、議会事務局及び各種委員（会）事務局職員（非常勤職員を含む。以下「職員」という。）が適切に対応するために必要な事項を定めるものとする。併せて「別紙」により、職員が適切に対応するために必要な事項についての留意事項を定めるものとする。

（不当な差別的取扱いの禁止）

第2条 職員は、法第7条第1項の規定のとおり、その事務又は事業を行うに当たり、障がい（身体障がい、知的障がい、精神障がい（発達障がいを含む。）その他の心身機能の障がいをいう。）がない者との不当な差別的取扱いをすることにより、障がい者の権利利益を侵害してはならない。

（合理的配慮の提供）

第3条 職員は、法第7条第2項の規定のとおり、その事務又は事業を行うに当たり、障がい者から現に社会的障壁の除去を必要としている旨の意思の表明があった場合において、その実施に伴う負担が過重でないときは、障がい者の権利を侵害することとならないよう、当該障がい者の性別、年齢及び障がいの状態等に応じて、社会的障壁の除去の実施について必要かつ合理的な配慮（以下「合理的配慮」という。）の提供をしなければならない。

(監督者の責務)

第4条 職員のうち、課長級以上の地位にある者（以下「監督者」という。）は、障がいを理由とする差別の解消を推進するため、次の各号に掲げる事項に注意して障がい者に対する不当な差別的取扱いが行われないように注意し、また、障がい者に対して合理的配慮の提供がなされるように必要な措置を行わなければならない。

(1) 日常の執務を通じた指導等により、障がいを理由とする差別の解消に関し、その監督する職員の注意を喚起し、障がいを理由とする差別の解消に関する認識を深めさせること。

(2) 障がい者等から不当な差別的取扱い、合理的配慮の不提供に対する相談、苦情の申出等があった場合は、迅速に状況を確認すること。

(3) 合理的配慮の必要性が確認された場合、その監督する職員に対して、合理的配慮の提供を適切に行うよう指導するとともに、改善措置を図ること。

(4) 社会的障へきを除去するため、スロープの設置など事前的改善措置を図る必要がある場合には、速やかに対応すること

2 監督者は、障がいを理由とする差別に関する問題が生じた場合には、迅速かつ適切に対処しなければならない。

(相談体制の整備)

第5条 福祉保健部障がい福祉課に、不当な差別的取扱いや合理的配慮の提供に係る職員からの相談に対応するための相談窓口を置く。

(研修・啓発)

第6条 障がいを理由とする差別の解消を図るため、職員に対し、必要な研修・啓発を行うものとする。

2 新たに職員となった者に対しては、障がいを理由とする差別の解消に関する基本的な事項について理解させるために、また、新たに監督者となった職員に対しては、障がいを理由とする差

別の解消の推進に関し求められる役割について理解させるために、それぞれ研修を実施する。

- 3 職員に対し、障がいの特性を理解させるため、本県で実施しているあいサポート運動と連動した研修を実施することで、意識の啓発を図る。なお、あいサポーター研修及び障害者差別解消法の概要に係る職場研修等については、下記窓口で受け付けることとする。

【研修受付窓口】

福祉保健部障がい福祉課（社会参加推進室 社会参加推進担当）

電話 0 8 5 7 - 2 6 - 7 6 7 5

附 則

この規範は、平成 2 8 年 4 月 1 日から施行する。

別紙

鳥取県知事部局、議会事務局及び各種委員（会）事務局職員（以下「鳥取県知事部局等」という。）における障がい者を理由とする差別の解消の推進に関する職員行動規範に係る留意事項

第1 不当な差別的取扱いの基本的な考え方

法は、障がい者に対して、正当な理由なく、障がい者を理由として、財・サービスや各種機会の提供を拒否すること又は提供に当たって場所・時間帯などを制限する、障がい者ではない者に対しては付さない条件を付することなどにより、障がい者の権利利益を侵害することを禁止している。

ただし、障がい者の事実上の平等を促進し、又は達成するために必要な特別の措置は、不当な差別的取扱いではない。したがって、障がい者を障がい者でない者と比べて優遇する取扱い（いわゆる積極的改善措置）、法に規定された障がい者に対する合理的配慮の提供による障がい者でない者との異なる取扱いや、合理的配慮を提供等するために必要な範囲で、プライバシーに配慮しつつ障がい者に障害の状況等を確認することは、不当な差別的取扱いには当たらない。

このように不当な差別的取扱いとは、正当な理由なく、障がい者を、問題となる事務・事業について本質的に関係する諸事情が同じ障がい者でない者より不利に扱うことである点に留意する必要がある。

第2 正当な理由の判断の視点

正当な理由に相当するのは、障がい者に対して、障がい者を理由として、財・サービスや各種機会の提供を拒否するなどの取扱いが客観的に見て正当な目的の下に行われたものであり、その目的に照らしてやむを得ないと言える場合である。鳥取県知事部局等においては、正当な理由に相当するか否かについて、個別の事案ごとに、障がい者、第三者の権利利益（例：安全の確保、財産の保全、事業の目的・内容・機能の維持、損害発生防止等）及び鳥取県知事部局等の事務・

事業の目的・内容・機能の維持等の観点に鑑み、具体的場面や状況に応じて総合的・客観的に判断することが必要である。

職員は、正当な理由があると判断した場合には、障がい者にその理由を説明するものとし、理解を得るよう努めること。

第3 不当な差別的取扱いの具体例

不当な差別的取扱いに当たり得る具体例は以下のとおりである。なお、第2で示したとおり、不当な差別的取扱いに相当するか否かについては、個別の事案ごとに判断されることとなる。

また、以下に記載されている具体例については、正当な理由が存在しないことを前提としていること、さらに、それらはあくまでも例示であり、記載されている具体例だけに限られるものではないことに留意する必要がある。

【不当な差別的取扱いに当たり得る具体例】

○見えない、聞こえない、歩けないといった機能障がいを理由にして、区別、排除、制限をすること。

(例1) 聴覚障がいのある者が、県庁に相談に来たところ、筆談による応対を拒否したり、手話通訳者の派遣も依頼することなく、面談を断る。

(例2) 視覚障がい者に対して、代読・代筆を拒む。

(例3) 障がいがあることを理由に、窓口対応の順番を後回しにする。

(例4) 盲ろうを理由に、書面、パンフレットの提供等を拒む。

(例5) 精神障がいがあることを理由に説明会、シンポジウム等への出席を拒む。

○車いすや補装具、介助者など、障がいに関連することを理由にして、区別や排除、制限をすること。

(例) 事務・事業の遂行上、特に必要ではないにもかかわらず、車いすであることを理由に、来庁の際に付き添いの同行を求めるなどの条件を付す。

第4 合理的配慮の基本的な考え方

1 障害者の権利に関する条約（以下「権利条約」という。）第2条において、「合理的配慮」は、「障害者が他の者との平等を基礎として全ての人権及び基本的自由を享有し、又は行使することを確保するための必要かつ適当な変更及び調整であって、特定の場合において必要とされるものであり、かつ、均衡を失した又は過度の負担を課さないもの」と定義されている。

法は、権利条約における合理的配慮の定義を踏まえ、行政機関等に対し、その事務・事業を行うに当たり、個々の場面において、障がい者から現に社会的障壁の除去を必要としている旨の意思の表明があった場合において、その実施に伴う負担が過重でないときは、障がい者の権利利益を侵害することとならないよう、社会的障壁の除去の実施について、合理的な配慮を行うことを求めている。合理的配慮は、障がい者が受ける制限は、障がいのみに起因するものではなく、社会における様々な障壁と相對することによって生ずるものとのいわゆる「社会モデル」の考え方を踏まえたものであり、障がい者の権利利益を侵害することとならないよう、障がい者が個々の場面において必要としている社会的障壁を除去するための必要かつ合理的な取組であり、その実施に伴う負担が過重でないものである。

合理的配慮は、鳥取県知事部局等の事務・事業の目的・内容・機能に照らし、必要とされる範囲で本来の業務に付随するものに限られること、障がい者でない者との比較において同等の機会の提供を受けるためのものであること、事務又は事業の目的・内容・機能の本質的な変更には及ばないことに留意する必要がある。

2 合理的配慮は、障がいの特性や社会的障壁の除去が求められる具体的場面や状況に応じて異なり、多様かつ個別性の高いものであり、当該障がい者が現に置かれている状況を踏まえ、社会的障壁の除去のための手段及び方法について、「第5 過重な負担の基本的な考え方」に掲げた要素を考慮し、代替措置の選択も含め、双方の建設的対話による相互理解を通じて、必要かつ合理的な範囲で、柔軟に対応がなされるものである。さらに、合理的配慮の内容は、技術の進展、社会情勢の変化等に応じて変わり得るものである。

さらに、合理的配慮の提供に当たっては、障がい者の性別、年齢、状態等に配慮するものとする。

なお、合理的配慮を必要とする障がい者が多数見込まれる場合、障がい者との関係性が長期にわたる場合等には、その都度の合理的配慮の提供ではなく、環境の整備を考慮に入れることにより、中・長期的なコストの削減・効率化につながる点は重要である。

なお、環境の整備の具体例は次のようなものがある。

【環境整備（例）】

- ・県立施設等において、パトライト、電光掲示板など視覚的な情報設備を設置する。
- ・県管理道路等において、誘導ブロックの整備、段差解消などの歩道のバリアフリー化を図る。

3 意思の表明に当たっては、具体的場面において、社会的障壁の除去に関する配慮を必要としている状況にあることを言語（手話を含む。）のほか、点字、拡大文字、筆談、実物の提示や身振りサイン等による合図、触覚による意思伝達など、障がい者が他人とコミュニケーションを図る際に必要な手段（通訳を介するものを含む。）により伝えられる。

また、意思の表明は、障がい者からの意思表示のみでなく、知的障がいや精神障がい（発達障がいを含む。）等により本人の意思表示が困難な場合には、障がい者の家族、介助者、後見人等、コミュニケーションを支援する者が本人を補佐して行う意思の表明も含むものとする。

なお、意思の表明が困難な障がい者が、家族、介助者、後見人等を伴っていない場合など、意思の表明がない場合であっても、当該障がい者が社会的障壁の除去を必要としていることが明白である場合には、法の趣旨に鑑みれば、当該障がい者に対して適切と思われる配慮を提案するために建設的対話を働きかけるなど、自主的な取組に努めること。

4 合理的配慮は、障がい者等の利用を想定して事前に行われる建築物のバリアフリー化、介助者等の人的支援、情報アクセシビリティの向上等の環境の整備を基礎として、個々の障がい者に対して、その状況に応じて個別に実施される措置である。したがって、各場面における環境の整備の状況により、合理的配慮の内容は異なることとなる。また、障がいの状態等が変化

することもあるため、特に、障がい者との関係性が長期にわたる場合等には、提供する合理的配慮について、適宜、見直しを行うことが重要である。

5 鳥取県知事部局等がその事務又は事業の一環として実施する事務を事業者等に委託等する場合は、提供される合理的配慮の内容に事業者等により大きな差異が生ずることにより障がい者が不利益を受けることのないよう、委託等の条件に、行動規範を踏まえた合理的配慮の提供について盛り込むよう努めること。

第5 過重な負担の基本的な考え方

過重な負担については、個別の事案ごとに、以下の要素等を考慮し、具体的場面や状況に応じて総合的・客観的に判断することが必要である。

職員は、過重な負担に当たると判断した場合は、障がい者にその理由を説明するものとし、理解を得るよう努める。

- 事務・事業への影響の程度（事務・事業の目的・内容・機能を損なうか否か）
- 実現可能性の程度（物理的・技術的制約、人的・体制上の制約）
- 費用・負担の程度
- 事務・事業規模
- 財政・財務状況

第6 合理的配慮の具体例

第4で示したとおり、合理的配慮は、具体的な場面や状況に応じて異なり、多様かつ個別性の高いものであるが、具体例としては、次のようなものがある。

なお、記載した具体例については、第5で示した過重な負担が存在しないことを前提としていること、また、これらはいくまでも例示であり、記載されている具体例だけに限られるものではないことに留意する必要がある。

【物理的環境への配慮の具体例】

○設備や施設の形を変える

(例) 建物の入り口の段差を解消するために、(簡易) スロープを設置するなど、車いす利用者が容易に建物に入ることができ、かつ施設内も安全かつ円滑に利用できるように対応する。

○補助器具の提供

(例) 車いすが必要な来庁者に車いすを用意する。

○人的支援等

(例 1) 段差がある場合、車いす利用者の補助をする。

(例 2) 配架棚の高い所に置かれたパンフレット等を取って渡す。

(例 3) 多数パンフレットがある場合、パンフレットの内容を口頭で説明する。

(例 4) 目的の場所までの案内の際に、障がい者の歩行速度に合わせた速度で歩いたり、前後・左右・距離の位置取りについて、障がい者の希望に合わせる。

(例 5) 障がいの特性により、頻繁に離席の必要がある場合など、会場の座席位置を扉付近にする。

(例 6) 疲労を感じやすい障がい者から別室での休憩の申出があった際、別室を確保する。なお、別室の確保が困難な場合、当該障がい者に理由を説明し、室内に臨時的休憩スペースを準備する。

(例 7) 体力的な負担が大きい研修等の実施に当たって研修担当者は、障がいのある職員本人に参加の可否、配慮事項等について確認し、適切に対応する。

(例 8) 不随意運動により書類等を押さえることが難しい障がい者に対し、職員が書類を押さえたり、バインダー等の固定器具の提供など行う。

【意思疎通の配慮の具体例】

○サービスの提供

(例1) イベントで手話通訳者等を手配する。

県では参加予定者数がおおむね200人を超えるイベントについては、原則手話通訳者若しくは要約筆記者又はその両方を配置することとしている（「一定規模以上の県主催イベントにおける手話通訳者等配置要綱（平成25年11月28日付福祉保健部長通知）」）。また、200名以下であっても、障がい者から直接、手話通訳、要約筆記及び、磁気テープ等の手配申出があった際は手配を行うよう努める。

(例2) 県広報物の点字版・音声版等の発行

県広報物は不特定多数の方の目に触れる可能性がある。県広報物を発行する際は、点字版、音声版等を発行するよう努める。

(例3) 案内表示、チラシ等のカラーユニバーサルデザインの導入

色覚（色の感じ方）は人それぞれ違う。チラシ等の印刷物や案内表示等を作成する際には、誰に対しても正しく情報が伝わるように、色の使い方などに配慮する「カラーユニバーサルデザイン」の考え方を取り入れて作成するよう努める。

(例4) ウェブでの情報発信

県庁ホームページ等ウェブにおいて情報発信を行う際は、PDFのみならず、テキストファイルも併せて添付する。鳥取県ウェブアクセシビリティ方針を参考とすること。

(例5) 県制作テレビ番組等において、手話放送、副音声、字幕放送を組み込むよう努める。

(例6) 知的障がいのある人に対し、振り仮名を付けたり、わかりやすい言葉で資料を作成する。

(例7) 筆談、読み上げ、手話などのコミュニケーション手段を用いる。

(例8) 受付などで通常口頭で行う案内を紙にメモして渡す。また、受付などで通常口頭で名前・番号をお呼びする際もボードへの掲示等視覚でもわかるようにする。

(例9) 書類記入を依頼する際、記入方法等を本人の目の前で示すなど、分かりやすい方法を用いる。また、視覚障がいのある人で記述で本人記入が難しい場合、代筆等を認める。

(例10) 知的障がいのある人から申出があった際に、ゆっくり、丁寧に、繰り返し説明し、内容が理解されたことを確認しながら対応する。また、なじみのない外来語は避ける、漢数字は用いない、時刻は24時間表記ではなく、午前、午後で表記するなど配慮を念頭においたメモを、必要に応じ適時渡す。

【ルール・慣行の柔軟な変更の具体例】

○時間、順番、ルールを変える

(例1) 立って並んで順番待ちする際、順番を待つことが苦手な障がい者に対し、周囲の者の理解を得た上で、手続順を入れ替えたり、当該障がい者の順番が来るまで別室や席を用意する。

(例2) スクリーンや看板等がよく見えるように、スクリーン等に近い席を用意する。

(例3) 車両乗降場所を施設出入口（車いすの方はスロープ付近）に近い場所へ変更する。

(例4) 県庁等の会議において、障がい者の来庁が多数見込まれる場合、通常、障がい者専用とされていない駐車区画を障がい者専用の区画に変更する。

また、法では合理的配慮の申出があった場合に配慮を行うこととなっているが、第4の3にも掲載しているとおり、本県においては、「あいサポート運動」に取り組んでいるので、社会的障壁をなくすよう取組を行うなど申出がなくても積極的な対応に努める。

《障がい別の留意事項》

【視覚障がい者】

・白杖使用者を見かけたとき、困っているように見えたり、白杖を前で頭上50センチ程度持ち上げている白杖SOSシグナルを見かけたら、「何か手伝いましょうか」と声かけする。突然触れられると驚かれるので、できるだけ前方から話しかける。

【聴覚・言語障がい者】

会話方法の確認を行う（筆談、手話等）。特に言語障がいがある方への対応は、ひとつひとつの言葉を聞き分けることが大切なので、分かったふりをせず、きちんと確認する。また、口元

を見て言葉を判断される方もいるため、聴覚障がい者の方と話をする時はマスクを取ることも必要。

【盲ろう者】

肩にそっと手を触れて話しかける。耳が聞こえる方もおられる。手のひらに文字を書く方法でコミュニケーションを取ることができる方もおられる。

【肢体不自由児・者】

言葉がうまく話せない人（大人）に対して、子どもに接するような接し方はやめる。どのような手助けが必要か尋ねることも大切。

【内部障がい者】

外見ではわかりにくく、周りから理解されず苦しんでいる障がい者の方がおられることを知ることが重要。内部障がいがある方の中にはハートプラスマークを付けておられる方もおられます。携帯電話の利用など生命に関わるものなので、使用を禁止された場所では携帯電話の電源を切るなどルール、マナーを守る。

【重症心身障がい者】

車いすやストレッチャーでの移動時に人手がいりそうな時は介護者に声をかける。人工呼吸器などの医療機器のアラーム音が鳴っているときは速やかに介護者に知らせる。

【知的障がい者】

ゆっくり簡単な言葉で話しかける。状況の変化に対応できず「ひっくりかえる」「泣きわめく」などのパニック行動が起こることがある。そのような時は、落ち着ける場所に誘導する。

【発達障がい者】

「知らないこと」「初めてのこと」や変化に対応することが苦手である。言葉だけではなく、絵や写真も使い本人が納得できるように説明する。

【精神障がい者】

無理な励ましは、本人の過剰なストレスとなることがある。働きかけは「具体的に」「はっきりと」「簡潔に」伝える。本人のペースに合わせた働きかけが必要。

【てんかんの方】

発作が起きたとき、まず、あわてずに見守る。危ないものを遠ざけるなど危険を避ける、無理に動かそうとせず、発作の時間を確認するなど発作の様子を詳しく見る。また、発作時、けいれんの最中は名前を呼んだり、体を押さえたり、揺さぶったり、舌をかまないようにと口の中にタオル、指を入れてもいけない。自然に回復するのを待つこと。

【高次脳機能障がい者】

ゆっくり、わかりやすく、具体的に話をする。

情報はメモを書いて渡し、絵や写真、図なども使って伝える。

詳しくはあいさポーター研修冊子を確認すること。

平成28年度鳥取県地域医療介護総合確保基金事業（介護）について

平成28年3月17日

長寿社会課

- 平成26年度に消費税増収分等を活用して創設された標記基金については、医療分に加え、平成27年度から介護分も対象となり、平成28年度分の基金積み増し予定額を厚生労働省へ報告しました。（報告日：1月15日）
- 報告にあたっては、市町村や高齢者介護関係団体等から要望等を取りまとめ、県の事業とあわせて本県における事業量を見込み、8.8億円（平成27年度分は2.7億円）で報告しています。
- なお、厚生労働省から平成27年度補正予算に係る配分額6.9億円の内示があり、平成28年度予算分については国のヒアリング等を経て5～6月頃に内示される予定であり、最終的な基金の規模及び事業の内容の決定はそれ以降となる予定です。

●国の予算額（全国）：2,285億円（負担割合は国2/3、地方1/3）

- ・平成27年度補正予算額：1,561億円
- ・平成28年度当初予算額：724億円（平成27年度当初予算額と同額）

●国の基本的な考え方

一億総活躍社会の実現に向けた第三の矢「安心につながる社会保障」（介護離職者ゼロ）を実現するため「必要な介護サービスの確保」について、「在宅・施設サービス等の整備の充実・加速化」「介護サービスを支える介護人材の確保」を重点的取組とする。

1. 平成28年度の国への要望額（基金積み増し予定額）

⇒ **8.8億円**（平成27年度・・・要望額：2.7億円 配分額：2.0億円）

事業区分	国への要望額	平成27年度補正予算分 （内示額）	平成28年度予算分 ※未定
1. 介護施設等の整備に関する事業	7.7億円	6.3億円	1.4億円
2. 介護従事者の確保に関する事業	1.1億円	0.6億円	0.5億円
計	8.8億円	6.9億円	1.9億円

2. 平成28年度基金（介護分）に関するこれまでの取組状況及び今後の予定

時期	取組状況又は今後の予定
平成27年10月～ 平成27年12月	<ul style="list-style-type: none"> ・平成28年度基金事業の団体等の要望の照会・とりまとめ（～平成28年1月） ・厚生労働省から、平成27年度補正予算に係る基金配分予定額の連絡（12月21日） ・厚生労働省から、平成27年度補正予算及び平成28年度予算に係る基金積み増し予定額の照会（12月24日）
平成28年1月	<ul style="list-style-type: none"> ・厚生労働省へ基金積み増し予定額を報告（1月15日）
2月	<ul style="list-style-type: none"> ・平成27年度補正予算に係る協議書の提出（2月19日）、基金配分額の内示（2月23日）
3月	<ul style="list-style-type: none"> ・平成27年度補正予算に係る交付申請（3月1日）、交付決定（3月下旬） ・平成27年度補正予算に係る国費受入れ、基金積み増し（3月下旬）
4月頃	<ul style="list-style-type: none"> ・厚生労働省のヒアリング
5～6月頃	<ul style="list-style-type: none"> ・基金配分額の内示、基金の交付申請・決定、平成28年度基金の事業計画の提出

⇒ヒアリングの感触、基金配分額の内示等を踏まえ、6月議会又は9月議会において補正予算を要求する予定です。

3. 主な要望事業の内容

単位：億円

区分	主な事業	総事業費	基金充当額
1. 介護施設等の整備に関する事業	ア. 地域密着型サービス施設等の整備への助成〔5.1億円〕 (地域密着型特養1か所、認知症グループホーム9か所、小規模多機能3か所、認知症対応型デイサービスセンター1か所)		
	イ. 介護施設の開設準備経費等への支援〔1.2億円〕 (地域密着型特養1か所、認知症グループホーム9か所、小規模多機能3か所)	7.7 (1.1)	7.7 (1.1)
	ウ. 特養多床室のプライバシー保護のための改修などによる介護サービスの改善〔1.4億円〕 (特養3か所)		
2. 介護従事者の確保に関する事業	ア. 基本整備〔1百万円〕 (介護人材確保対策協議会、事業所に対する認証評価制度の運用)		
	イ. 参入促進〔26百万円〕 (中高生夏休み介護体験、オールジャパンケアコンテスト開催支援、ケアメンサミット in とっとり開催支援、介護職員初任者研修受講支援、「新たな介護を支える'結び'ボランティア」創出モデル事業 等)		
	ウ. 資質の向上〔77百万円〕 (介護専門職研修、喀痰吸引等研修、介護支援専門員研修 等) (認知症初期集中支援チーム員受講支援、かかりつけ医・歯科医師・薬剤師の認知症対応力向上研修、地域包括支援センター職員研修、地域ケア会議の充実事業 等)	1.1 (0.9)	1.1 (0.9)
エ. 労働環境・処遇の改善〔7百万円〕 (職場環境改善研修 等)			
計		8.8 (2.0)	8.8 (2.0)

※「総事業費」欄及び「基金充当額」欄の()内は、平成27年度基金事業の額。

平成27年度 鳥取県内特別養護老人ホーム入所待機者状況等調査に係る補足説明について

平成28年3月17日

長 寿 社 会 課

平成28年3月3日報告の平成27年度鳥取県内特別養護老人ホーム入所待機者状況等調査の概要について、以下のとおり補足説明します。

1 調査の目的

- 市町村における介護保険事業計画及び県介護保険事業支援計画の策定に当たっては、介護サービスの利用ニーズを把握する必要があるが、中でも被保険者が負担する保険料の算定に大きな影響を与える特別養護老人ホームの入所希望者の把握は重要である。
- 特別養護老人ホームについては、所得等に応じて利用者負担の軽減が図られるほか、必要な介護サービス等の一体的な提供を受けられるとして、中重度の要介護高齢者を支える施設の中でも利用ニーズが高いため入所希望者が多く、現在も入所待機者があるところである。
- また、団塊の世代が75歳以上に達する2025年（平成37年）に向けて高齢化が進む中、今後も中重度の要介護高齢者は一定程度増えていくことが想定される。
- このため、市町村介護保険事業計画及び県介護保険事業支援計画において、県内及び各市町村内における必要な介護サービス量、施設の整備計画（目標数）等を適切に見込むための基礎資料として、入所申込者の介護を必要とする状況、所在等を毎年調査している。

2 調査対象施設

区分	利用対象者	提供する主なサービス	特徴	費用の目安
特別養護老人ホーム	常時介護が必要で在宅での生活が困難な要介護者 (原則要介護3以上)	入浴、排せつ、食事の介護等の日常生活上の世話、機能訓練、健康管理、療養上の世話	在宅での生活が困難な中重度の要介護者を支える施設として、主に介護を伴う生活援助を提供	5～15万円/月 (居住費、食事、介護保険自己負担など)

【参考：特別養護老人ホーム以外の高齢者が入居する主な施設の例】

区分	利用対象者	提供する主なサービス	特徴	費用の目安
介護老人保健施設	病状安定期にあり、入院治療をする必要はないが、リハビリテーション、看護、介護を必要とする要介護者	看護、医学的管理下での介護、機能訓練等の必要な医療、日常生活上の世話	保健医療に比重を置く、医療機関と家庭の中間施設（3か月ごとに入所継続の可否を判定）	6～16万円/月 (居住費、食事、介護保険自己負担など)
有料老人ホーム	要介護者、要支援者のほか、自立した高齢者も入所可能（ただし、設置者によっては独自に入所要件を定めているものもある。）	次のいずれか1つ以上のサービス ①入浴、排せつ、食事等の介護 ②食事の提供 ③洗濯、掃除等の家事 ④健康管理	入居者が提供を受けるサービスを選択可能	5～32万円/月 (家賃相当、管理費など。別途入居一時金が必要な場合あり。)

《特別養護老人ホームの設置者》

特別養護老人ホームについては、利用ニーズと被保険者の保険料負担とのバランス等を考慮し、県介護保険事業支援計画及び市町村介護保険事業計画において施設整備の目標数を定めて計画的に整備を進めているところ。

当該施設の設置者については、老人福祉法上、地方公共団体及び社会福祉法人に限られているが、上記計画に基づき、社会福祉法人による開設を求める場合は、複数の法人が施設の開設を希望することが考えられることから、公平性及び透明性を確保するため、県内では、原則県又は市町村が行う公募により開設（設置）事業者を選定している。

《県内特別養護老人ホームの設置状況》

区分	広域型特別養護老人ホーム	地域密着型特別養護老人ホーム
公募の主体	県	市町村
施設の開設・運営	社会福祉法人又は県等	社会福祉法人又は市町村等
施設数	44施設	7施設
定員数	3,027名	165名

※ 現在県が設置する特別養護老人ホームはなく、市町村が設置する特別養護老人ホームが1箇所（指定管理者制度により社会福祉法人が運営）ある。

3 入所待機者の整理方法の変更

《昨年度》

入所申込者					
要支援等	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
<p>軽度者等</p> <p>軽度者等以外の者</p> <p>(ケアマネジャー等が記入する入所選考調査票のうち、「在宅生活継続の可能性」欄において「極めて困難」又は「在宅サービスを利用していても在宅生活に支障がある」のいずれかにチェックがある者(以下「ケアマネ意見のある者」という。))</p>					



《今年度》

入所申込者					
要支援等	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
<p>① 軽度者等</p> <p>② 軽度者等以外の者 (ケアマネ意見のある者)</p> <p>③ ケアマネ意見のある者であるが、特別入所要件を満たさざる者</p> <p>④ 軽度者等以外の者 (ケアマネ意見のある者、かつ特別入所要件を満たす者) (※)</p>					

※ 認知症や知的障がい又は精神障がい等の特別養護老人ホーム以外での生活が困難な事情があるとして、市町村等による関与の下、施設において、要介護1又は要介護2に認定された者であっても特例入所が必要と判断された者が「特例入所要件を満たす者」となる。

なお、ケアマネ意見のある者であっても、小規模多機能型居宅介護事業所（通い、訪問、宿泊の各サービスを柔軟に組み合わせて提供する事業所）等の活用により在宅生活の継続が可能として市町村等から意見が付され、施設において特例入所要件に該当しないと判断される者もある。

[平成28年3月3日報告との対比]

入所申込者数	: ①+②+③+④	= 2,754人
うち軽度者等を除いた数	: ②+④	= 2,027人 (うち在宅: 341人)
うち軽度者等を除いた数 (参考)	: ②+③+④	= 2,416人 (うち在宅: 451人)

平成27年度 鳥取県内特別養護老人ホーム入所待機者状況等調査の概要について

平成28年3月3日

長寿社会課

県では、特別養護老人ホーム（以下「特養」という。）の整備の必要性の判断及び要介護認定者（中重度）の生活状況を把握することなどを目的に、毎年、県内特養における入所待機者状況等の調査を行っており、本年度の調査結果を取りまとめましたので報告します。

なお、介護保険法の改正により、平成27年4月から新規入所者を原則要介護3以上に限定するなど、特養の機能の重点化が図られたことから、集計の対象者を昨年度までと変更しています。

1 調査基準日

平成27年8月1日

2 調査の方法

① 各特養から申込状況の報告を受け、全県の一覧を作成。

↓

② 複数施設に申込みを行っている者等を長寿社会課で名寄せし、一覧を整理。

↓

③ 各市町等（保険者）が住民基本台帳と照合し、死亡者などの整理を行い、基準日時点での申込者の実数を確定。

3 調査結果

(1) 入所申込者数等の推移

入所申込者数は、2,754人で、昨年比206人の減少となった。

本年度から「待機者」として整理する介護保険法改正後の入所要件（要介護3以上など）に該当する在宅の申込者は、341人だった。

なお、参考として昨年と同様に集計した「要介護度に関係なくケアマネジャーが『在宅での生活が困難』と意見を付した者」（軽度者等を除く）のうち在宅の申込者は、451人で、昨年比29人の減少となった。

この傾向は、上記のとおり特養の入所要件が変更されたことに加え、昨年度の調査（基準日：平成26年8月1日）以降、東部地区において特養（169床）が整備されたことも一因として考えられる。

単位：人、（昨年度の数値）

入所申込者数 （※1）	2,754人（2,960人） [東部 1,141（1,313）、中部 533（495）、西部 1,080（1,152）]
うち軽度者等を 除いた数 （※2）	2,027人（ - ） [東部 789（-）、中部 414（-）、西部 824（-）]
	参考 （※3） 2,416人（2,509人） [東部 963（1,058）、中部 484（427）、西部 969（1,024）]
うち在宅	341人（ - ） [東部 161（-）、中部 50（-）、西部 130（-）]
	参考 （※3） 451人（480人） [東部 229（288）、中部 61（52）、西部 161（140）]

※1 県外からの申込者(85名)を除外

※2 「軽度者等を除く」とは、ケアマネジャー等が記入する入所選考調査票のうち、「在宅生活継続の可能性」欄において「極めて困難」又は「在宅サービスを利用していても在宅生活に支障がある」のいずれかにチェックがある者のみを計上。

※3 特養の入所要件を変更せず、昨年と同様に集計した場合の入所申込者等の数。

(2) 入所申込者の所在

入所申込者数（県内のみ）のうち軽度者を除いた2,027人の所在は、次のとおり。

単位：人

待機場所		人数	待機場所		人数
自宅（親族宅を含む）		341		サービス付き高齢者向け住宅（旧高齢者専用賃貸住宅を含む）	38
施設	老人保健施設	696	施設	養護老人ホーム	19
	認知症高齢者グループホーム	111		その他の社会福祉施設	14
	ショートステイの長期宿泊又は頻回利用	88		病院	一般病棟
	有料老人ホーム（サービス付き高齢者向け住宅を除く）	67	医療又は介護療養病床		210
	小規模多機能型居宅介護施設又は複合型施設での宿泊	54	精神科病棟		57
	通所介護事業者の宿泊サービス利用	42	病棟区分不明		74
	ケアハウス（軽費老人ホームを含む）	20	合計		2,027

参考 特養の入所要件（平成27年4月以降）

【鳥取県指定介護老人福祉施設等の入所における優先的取扱いに関する指針（抜粋）】

- (1) 入所の対象となるものは、入所申込者のうち、要介護3から要介護5までに認定された者のうち、常時介護を必要とし、かつ、居宅において継続して介護を受けることが困難な者及び、要介護1又は要介護2であつて、次の(2)に定める特例的な施設への入所（以下「特例入所」という。）の要件に該当する者とする。
- (2) 特例入所要件に該当することの判定に際しては、介護保険法施行規則第17条の10に定める「居宅において日常生活を営むことが困難なことについてやむを得ない事由があると認められる」ことに関し、以下の事情を考慮する。
- ① 認知症や、知的障がい又は精神障がい等を伴う者であつて、日常生活に支障を来すような症状・行動や意思疎通の困難さが頻繁に見られること。
 - ② 家族等による深刻な虐待が疑われる等により、心身の安全・安心の確保が困難な状態であること。
 - ③ 単身世帯である、同居家族が高齢又は病弱である等により、家族等による支援が期待できず、かつ、地域での介護サービスや生活支援の供給が不十分であること。

「鳥取県配偶者等からの暴力防止及び被害者支援計画」の第三次改訂案に対するパブリックコメントの実施結果等について

平成28年3月17日
青少年・家庭課

1 パブリックコメントの募集等

「鳥取県配偶者等からの暴力防止及び被害者支援計画第三次改訂版」(案)について、次のとおり県民の皆様から意見を募集しました。

(1) 募集期間

平成28年2月25日(木)から3月10日(木)正午まで

(2) 周知方法

計画案をホームページで公開するとともに、県庁県民課、各総合事務所県民局、県立図書館及び市町村役場窓口で概要チラシを配架した。また、報道機関への資料提供を行うとともに、新聞広告を掲載した。

2 受付意見数

5件(2個人)

DV防止等の啓発に関する意見	2件
DV被害者支援に関する意見	2件
関係機関との連携に関する意見	1件

3 主な意見及びその対応方針

	意見	対応方針
啓発に関する意見	DVやDV被害防止の教育の推進では、学校ばかりではなく、企業や地域などでも「出前講座」を実施してほしい。(1件)	県では、DVやデートDVの予防啓発を行うDV予防啓発支援員(ファシリテーター)を養成し、要請に応じて主に学校を中心に派遣して啓発学習を実施しています。地域や企業も活動範囲としていますので、積極的な実施に努めるよう計画に記載します。
	一般社会にはそれほどDVの理解が広まっていない。(1件)	DVは重大な人権侵害であり、決して許されない行為であること、またどういった行為がDVに当たるのか等について、今後とも広く啓発に努めます。
被害者支援に関する意見	被害者のための専用シェアハウスを設立してほしい。(1件)	一時保護施設退所後すぐに自立生活に移れないDV被害者や、単身の女性が、心のケアや自立に向けた準備をするための中間的な施設として、平成15年度より「ステップハウス」を運営しています。
	外国人や障がい者の被害者にも手厚い支援をしてもらいたい。(1件)	外国人や障がい者のDV被害者についても、鳥取県独自の様々な支援の対象として施策を講じています。外国人支援に関しては、専門の通訳支援員を養成し、相談や諸手続きの際の通訳支援を行っています。また、障がい者支援に関しては、障がい者施設で一時保護を行うことのできる体制を整えています。
機関連携に関する意見	配偶者暴力被害者の方は自ら動くことすら困難な時があります。日本司法支援センター(法テラス)の配偶者暴力等を含む被害者精通弁護士を活用して、現在ある同行支援と併せて代理支援も行うべきです。(1件)	日本司法支援センター鳥取地方事務所(法テラス鳥取)は、県のDV関係機関連絡会の構成メンバーに入っており、日頃連携を図って支援をしているところですので、計画本文に法テラスとの連携について記載します。

平成28年度鳥取県地域医療介護総合確保基金事業（医療）について

平成28年3月17日
医療政策課

- ▶ 平成26年度にスタートした消費税増税を財源とする標記基金について、平成28年度分の本県の規模感、事業概要を厚生労働省へ報告しました。（報告日：2月25日）
- ▶ 報告にあたっては、県内の医療機関等からの事業要望等を取りまとめ、地域医療対策協議会、医療審議会でご審議いただいた上で、規模感を39.3億円（平成27年度分は15.1億円）で報告しています。
- ▶ なお、最終的な基金の規模及び事業内容の決定は、国のヒアリング等を経て、5～6月頃の国の内示以降となる予定です。

※国の予算額（全国）：904億円（平成27年度と同額。負担割合は国2/3、地方1/3）

- ・総額（904億円）を都道府県数で割った額・・・904億円÷47都道府県＝約19億円
- ・総額に鳥取県の人口の割合を乗じた額・・・904億円×約60万人/約1.3億人＝約4億円

1. 平成28年度の国への要望額

⇒ 39.3億円 （平成27年度・・・要望額：15.1億円 配分額：9.6億円）

【事業区分別】

事業区分	国への要望額	(参考)平成27年度	
		国への要望額	配分額
1. 地域医療構想の達成に向けた事業	30.9億円	5.0億円	5.0億円
2. 居宅等における医療の提供に関する事業	1.0億円	3.0億円	1.6億円
3. 医療従事者の確保に関する事業	7.4億円	7.1億円	3.0億円
計	39.3億円	15.1億円	9.6億円

※地域医療構想の区分には中央病院建替分（22.3億円）、ドクヘリ格納庫整備分（1.1億円）を含む。

●厚生労働省が示した28年度基金の配分方針（平成28年1月18日付け事務連絡）

1. 地域医療構想の達成に向けた事業
 - ▶ 地域医療構想の策定作業の進捗を踏まえて、**重点的に配分**を行う。
2. 居宅等における医療の提供に関する事業 及び 3. 医療従事者の確保に関する事業
 - ▶ 基金創設前まで実施していた**国庫補助事業相当額を配分の基本額とする。**

2. 平成28年度基金に関するこれまでの取組状況及び今後の予定

時期	取組状況又は今後の予定
平成27年12月	平成28年度の基金事業の県内事業者の要望の照会・とりまとめ
平成28年 1月	厚生労働省から、平成28年度の基金についての要望額等の照会
2月	国への要望額、事業概要等を地域医療対策協議会（2/22）、医療審議会（2/23）で審議 本県の平成28年度の基金の規模感、事業概要を厚生労働省へ報告（2/25）
3～4月頃	厚生労働省のヒアリング
5～6月頃	基金配分額の内示、基金の交付申請・決定、平成28年度基金の事業計画の提出

⇒ 国からの基金配分額の内示後、9月議会において補正予算を要求する予定です。

3. 主な要望事業の内容

単位：億円

区分	主な事業	総事業費	基金充当額
1. 地域医療構想の達成に向けた医療機関の施設又は設備の整備に関する事業	<ul style="list-style-type: none"> ・中央病院建設工事費 (22.3 億円) ・ドクターヘリの格納庫整備費 (1.1 億円) ・医療情報ネットワークシステム (おしどりネット) の参加機関の拡充 (鳥取大学医学部附属病院) (2.0 億円) ・急性期医療の設備整備 (医療機関) (0.6 億円) ・病床転換等に係る工事 (医療機関) (0.3 億円) ・在宅医療を提供する機関が連携するための圏域内での調整・支援及び連携拠点の整備 (医師会) (0.15 億円) ・在宅歯科医療に係る患者と在宅歯科医療機関との調整・相談業務を担う在宅歯科医療連携室の運営 (歯科医師会) (0.2 億円) ・薬局に対する在宅医療研修 (薬剤師会) (0.01 億円) ・訪問リハビリ等の人材育成研修等 (理学療法士会等) (0.01 億円) ・在宅医療推進のための看護師養成の支援 (鳥取大学医学部附属病院) (0.25 億円) など 	56.8 (9.9)	30.9 (5.0)
2. 居宅等における医療の提供に関する事業	<ul style="list-style-type: none"> ・在宅医療に係る設備整備 (医療機関) (0.2 億円) ・在宅歯科診療に係る設備整備 (医療機関) (0.01 億円) など 	1.5 (5.6)	1.0 (3.0)
3. 医療従事者の確保に関する事業	<ul style="list-style-type: none"> ・地域医療支援センターの運営 (県) (0.2 億円) ・新人看護職員の研修 (医療機関) (0.2 億円) ・看護師等養成施設の運営 (養成施設) (0.8 億円) ・看護職員実習指導者養成講習会の開催 (看護協会) (0.1 億円) ・医療機関での病児・病後児保育、院内保育の運営 (医療機関) (1.5 億円) ・医療クラーク等の配置 (医療機関、訪問看護ステーション) (0.6 億円) ・産科医療従事者の確保のための手当 (分娩手当等) の支給 (医療機関) (0.3 億円) など 	14.3 (10.4)	7.4 (7.1)
計		72.6 (25.9)	39.3 (15.1)

※「総事業費」欄及び「基金充当額」欄の()内は、平成27年度基金事業の額。